

別表（第2条関係）

広報板設置位置一覧表（R6.11.29 現在）

No.	設置位置
1	北条2丁目19-21 付近
2	北条2丁目19番 北条中学校校門進入路入口
3	北条3丁目17番 楠公園住宅棟間
4	北条3丁目12番 嵯峨園住宅1号棟北西
5	北条3丁目10-5 北条人権文化センター東南隅
6	野崎1丁目5-8 付近
7	中垣内2丁目3番 中垣内第一児童遊園東側
8	三住町9-19 付近
9※1	泉町1丁目4-24 付近
10	末広町3先 末広公園北側（JR住道駅南：バス停横）
11	深野3丁目 深野園住宅 E棟北東隅
12	深野3丁目 深野園住宅 A棟北東隅
13	深野5丁目15-28 深野5丁目自治会館南側
14	深野1丁目1-11 深野第1児童遊園西北側
15	緑が丘2丁目13-49 付近
16	三箇1丁目4-3 新和町公民館内
17	御領1丁目1-16 付近
18	御領1丁目9-11 付近 御領公園南西
19	御領3丁目3-6
20	大野1丁目3番 大野公民館北側
21	灰塚4丁目1番 水道局入口東側
22※2	新田本町5-13 新田地蔵尊東側
23	新田本町17-6 新田公民館前
24	諸福5丁目7-2 地蔵堂内
25	諸福5丁目9-23 西諸福第1児童公園入口
26	太子田1丁目8-4 付近
27	太子田2丁目10-9 太子田公民館東側

※1 NO.9に貼る場合は、四つ角に押しピンで強く差す。板が固くはがれやすいため。

※2 NO.22に貼る場合は要ラミネート。

令和 年 月 日

大東市広報板使用届出書

（あて先）大東市長

（団体名）

（住所）

（代表者氏名）

（担当者氏名）

（連絡先）

広報板の使用について次のとおり届け出ます。

掲示物の名称（A4版以内）	
掲示物を掲示する場所	☐ 市内全域（27か所） ☐ （ ） 地域） 掲示板
掲示期間（2か月以内）	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
【注意事項】 ※掲示物の管理（はがれた場合を含む。）は、届出者の責任で行ってください。 ※掲示物は期限内に必ず撤去してください。 ※掲示物がはがれると周辺の方の迷惑になりますので、画びょう（各自で準備要。掲示物の撤去時に併せて撤去要）等で4か所以上しっかりと留めてください。 ※掲示物は、広報板1か所につき同一内容のもの1枚限りとします。 ※掲示するときは、スペースを有効に使えるようになるべく詰めて貼り、他の掲示物に被せることや、掲示期間内のものを勝手に撤去しないでください（掲示スペースが空くように他の掲示物の位置をずらすことは可）。スペースがない場合は貼れない場合があります。 ※広報板の裏面には貼らないでください。 ※使用者が故意または過失により広報板に損害を与えた際は、損害を賠償しなければなりません。	

☐ 上記の注意事項を遵守します。

※注意事項を守れなかった団体等は、次回からの利用を制限しますので
ご注意ください。